

※子ども育成・憲章功労者、子ども育成・憲章功労団体の推薦につきましては、下記を参考にしてください。

【とちぎの子ども育成憲章5つの視点】

- ・子どもたち一人ひとりを尊重し 命を大切にする
- ・子どもたちとのかかわりを深め 思いやりの心をはぐくむ
- ・子どもたちとともに 学び 喜び 励ましあい 社会の一員としての自覚を育てる
- ・一人ひとりが子どもたちの手本となるよう行動する
- ・とちぎの豊かな自然 伝統 文化を守り 子どもたちに引き継ぐ

【子ども育成・憲章功労者表彰及び子ども育成・憲章功労団体表彰】

(1) 対象となる活動の例

- 環境学習、自然体験、集団宿泊体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作活動等の様々な体験活動の機会を提供する活動
- 異世代間交流や地域間交流活動等の多様な機会を提供する活動
- 食育を推進する活動
- ボランティア活動の機会を提供する活動
- 留学生等との異文化交流を行う等の国際交流活動
- 企業による地域住民に対する伝統文化体験やスポーツ活動
- キャリア教育、職業教育の充実に向けた活動（学校、地元産業界、保護者等が連携した地域における職場体験やインターンシップなど）
- 不登校の子どもに対する相談活動
- 障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた支援活動
- 非行少年やその家族に対する相談活動
- 街頭補導活動による非行防止活動
- 企業による地元商店街等における清掃活動
- 外国人児童生徒等に対する日本語の習得、学習指導等支援活動
- インターネットの適切な利用に関する活動
- 防犯パトロール等の子どもを犯罪被害から守るための活動
- 児童虐待の未然防止、早期発見等のための相談活動

等

(2) その他

- 青少年健全育成の趣旨をより広く浸透させるため、特定の地域・分野・団体等に限定せず幅広く様々な活動を表彰対象とする。
- 子ども育成・憲章功労者および子ども育成・憲章功労団体の受賞者の扱いについて
県民会議表彰では、市町における功労者を含め、できるだけ多くの方々および団体を表彰するため、青少年育成・憲章功労者表彰（H25以前の県民会議個人表彰のこと）および青少年育成・憲章功労団体表彰（H25以前の県民会議団体表彰のこと）をすでに受けた個人・団体は表彰の対象から外すこととする。ただし、受賞後10年以上経過した団体については、この限りでない。
- 過去に県知事表彰以上の上位表彰を受けている個人・団体については表彰の対象から外すこととする。